

高齢者虐待防止・身体拘束の禁止について

令和 3 年度制度改定により、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、虐待防止のための研修の実施、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置が義務づけられました。(3年の経過措置期間があるため、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務です。)

基準

○運営基準（省令）に以下を規定

- 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

 - 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 2. 虐待の防止のための指針を整備すること。
 3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- （※3年の経過措置期間を設ける。）

1. 高齢者虐待防止

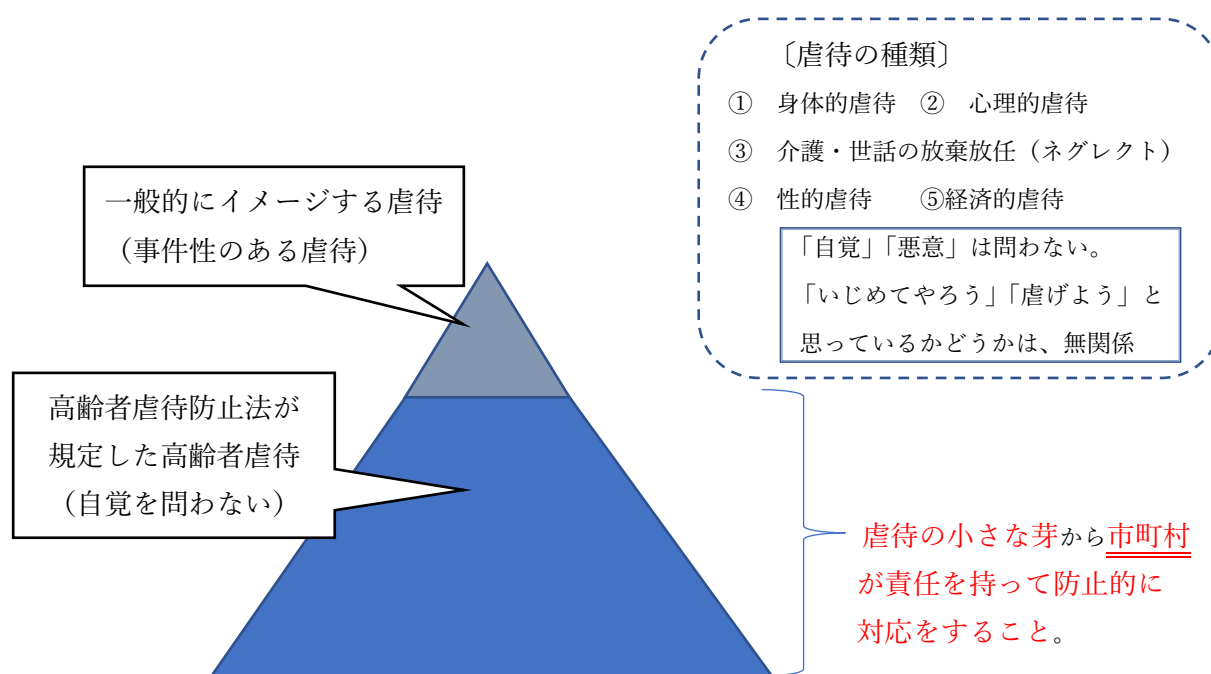
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

第5条「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」

第20条「養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、または当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」

第21条「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設または養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」

高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方



高齢者虐待の状況

① 養護施設従事者等による虐待

表1 施設において虐待の事実が認められた事例件数 ()内は相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度
山梨県	9件(14件)	2件(15件)
全国	739件(2,390件)	595件(2,097件)

表2 主な虐待の発生要因(令和3年度 全国) 複数回答

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	415	56.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	169	22.9
虐待を助長する組織・風土や職員間の関係の悪さ・管理体制等	159	21.5
倫理観や理念の欠如	94	12.7

② 養護者(家族・親族・同居人等)による虐待

表3 在宅において虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断された事例件数

()は事実確認をした件数

	令和3年度	令和2年度
山梨県	158件(83件)	175件(90件)

表4 在宅での虐待発生要因(令和3年度 山梨県) 複数回答

要因		件数	割合(%)
虐待者側の 要因	被虐待者との虐待発生までの人間関係	49	59.0
	虐待者の精神状態が安定していない	47	56.6
被虐待者の 状況	被虐待高齢者の身体的自立度・認知機能の低下	49	59.0
	被虐待高齢者の障害・疾病	48	57.8
家庭の要因	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族 関係の問題	39	47.0
	経済的困窮(経済的問題)	38	45.8

*「令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に
基づく対応状況等の調査結果」より

2. 身体拘束禁止

介護保険施設等でのサービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束等の行動を制限する行為（身体拘束）が禁止されている。

身体拘束は、人間としての尊厳を傷つけるなど人権擁護の問題に加え、高齢者の身体機能を低下させる等高齢者の生活の質を損なう危険性を有していることを再確認して、身体拘束廃止に向けた一層の取り組みをする。

* 詳細は、厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）を確認してください。

身体拘束による弊害

- 1) 身体的弊害：関節の拘縮や筋力低下、食欲の低下、感染症への抵抗力の低下等
- 2) 精神的弊害：利用者の不安や怒り、屈辱、諦め、認知症の進行/家族の混乱、後悔等
- 3) 社会的弊害：ケアを行う側の士気の低下、施設に対する社会的な不信、偏見等

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、**高齢者虐待に該当**。

「緊急やむを得ない場合」として**拘束が認められる例外 3 要件**

- 1) **切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) **非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3) **一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記に加え、**適正手続きが必要**

- * 個人ではなく組織としての判断（身体拘束廃止委員会・サービス担当者会議等）
- * 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間などできるだけ詳しい説明が必要）
「家族の同意」があれば、例外 3 要件が必要ないということはないので注意が必要
- * 観察と再検討による定期的再評価（尊厳への配慮）➡ 必要なくなれば、速やかに解除
- * 記録の義務づけ（2 年間保存）

3. 高齢者虐待の防止の為に

- 1) 組織運営の健全化
 - 2) 負担やストレス・組織風土の改善
 - 3) チームアプローチの充実
 - 4) 倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施
 - 5) ケアの質の向上
- 等 多角的な取り組みを実施する。

* 「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」（平成 27 年 6 月 山梨県高齢者権利擁護等推進部会：事務局健康長寿推進課）参照